

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

整理番号	174-3
(管理番号	257 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

## 提案団体

東京都、福島県

## 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

## 求める措置の具体的内容

公立大学法人においてもベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資等、国立大学法人と同水準の投資行為(国立大学法人等のうち指定国立大学法人のみが可能な出資を含む)が可能になるよう、見直しを行うこと。

## 具体的な支障事例

### 【背景】

国立大学法人においては、国立大学法人法の改正等により、2022年4月から、民間企業が設立したファンドへの出資が可能となり、大学発スタートアップに投資できるようになるなど、出資の範囲が拡大している。

一方で、公立大学法人によるベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資は、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法施行令により制限されている。

### 【支障事例】

国立大学で出資範囲が拡大され、私立大学では独自の経営判断で出資可能にもかかわらず、公立大学法人だけが出資できないという現状では、他大学からの教員の招聘に支障が出ることも懸念され、大学の競争力の低下を招くことが危惧される。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

規制緩和により、国立大学法人同様、多様なスタートアップ等を支援することが可能になることで、これまで以上に公立大学法人の研究成果等の社会への還元が期待できる。

## 根拠法令等

地方独立行政法人法第21条第2号、第70条  
地方独立行政法人法施行令第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都府

## 各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

いずれの提案内容についても、国立大学法人(指定国立大学法人を含む。)において可能であるものを、同様に公立大学法人においても可能とするため、提案したものである。制度があれば活用に向けた具体的な議論も進むことから、いずれの提案内容についても、早期に実現していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国・公立大学の出資範囲のイコールフッティングを図る観点から、「具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等」については、柔軟に捉えるべきではないか。

指定国立大学法人のみに認められている大学発ベンチャーへの直接出資について、公立大学法人が「一定の基準」を満たしていることを確認するとあるが、この基準を明確に示すべきではないか。

先行する国立大学法人の規制緩和について、地方分権改革の一環として、公立大学法人についても同様の措置を講ずる例が相次いでいるが、今後、同時改正を原則とすべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学において実績が積み上がっていることに加え、第1次回答を踏まえた提案団体からの意見等においてニーズ・シーズを確認できしたことから、出資可能とする方向で検討を進めてまいりたい。

指定国立大学研究成果活用事業者への出資については、現時点では、国立大学法人においても一定の基準を満たした指定国立大学法人にのみ認められている措置であることや、実績も1件にとどまり、大学法人の財務への影響が現時点では不明確な段階であることから、直ちに出資可能とすることは困難である。今後の指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討してまいりたい。